



# 長野県観光振興税（仮称） 骨子について

  
Go Nature. Go Nagano.

## 長野県



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

## **1 税導入の背景**

- 1-1 長野県観光の現状・課題
- 1-2 長野県観光の目指す姿と財源確保の必要性

## **2 長野県観光振興税（仮称）の骨子**

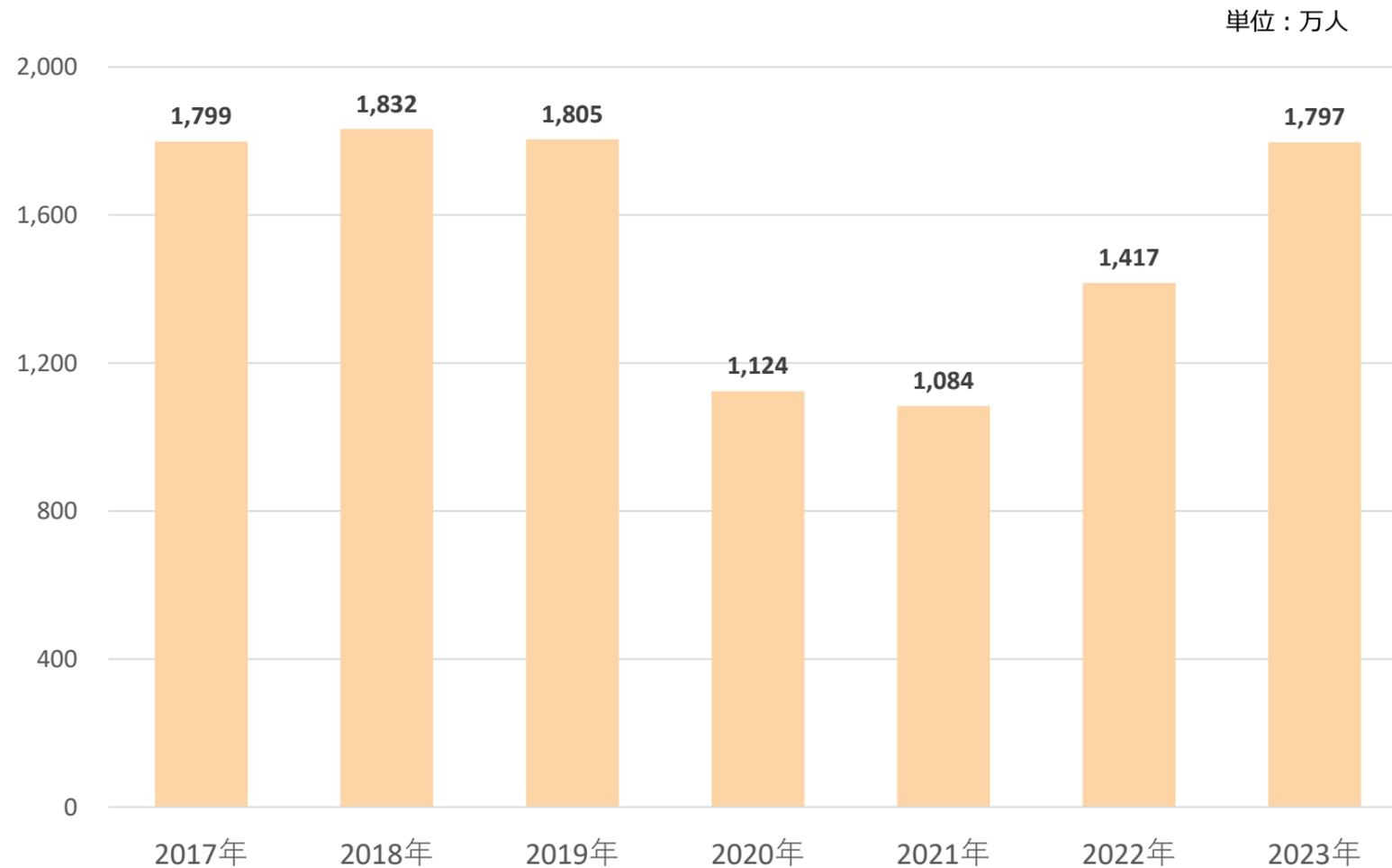
- 2-1 名称、課税方式、課税客体
- 2-2 特別徴収義務者報償金
- 2-3 税率・税額
- 2-4 免税点
- 2-5 課税免除
- 2-6 想定される用途
- 2-7 市町村配分・租税調整
- 2-8 罰則規定
- 2-9 財源管理、用途検証、制度見直し

# 1-1 長野県観光の現状・課題

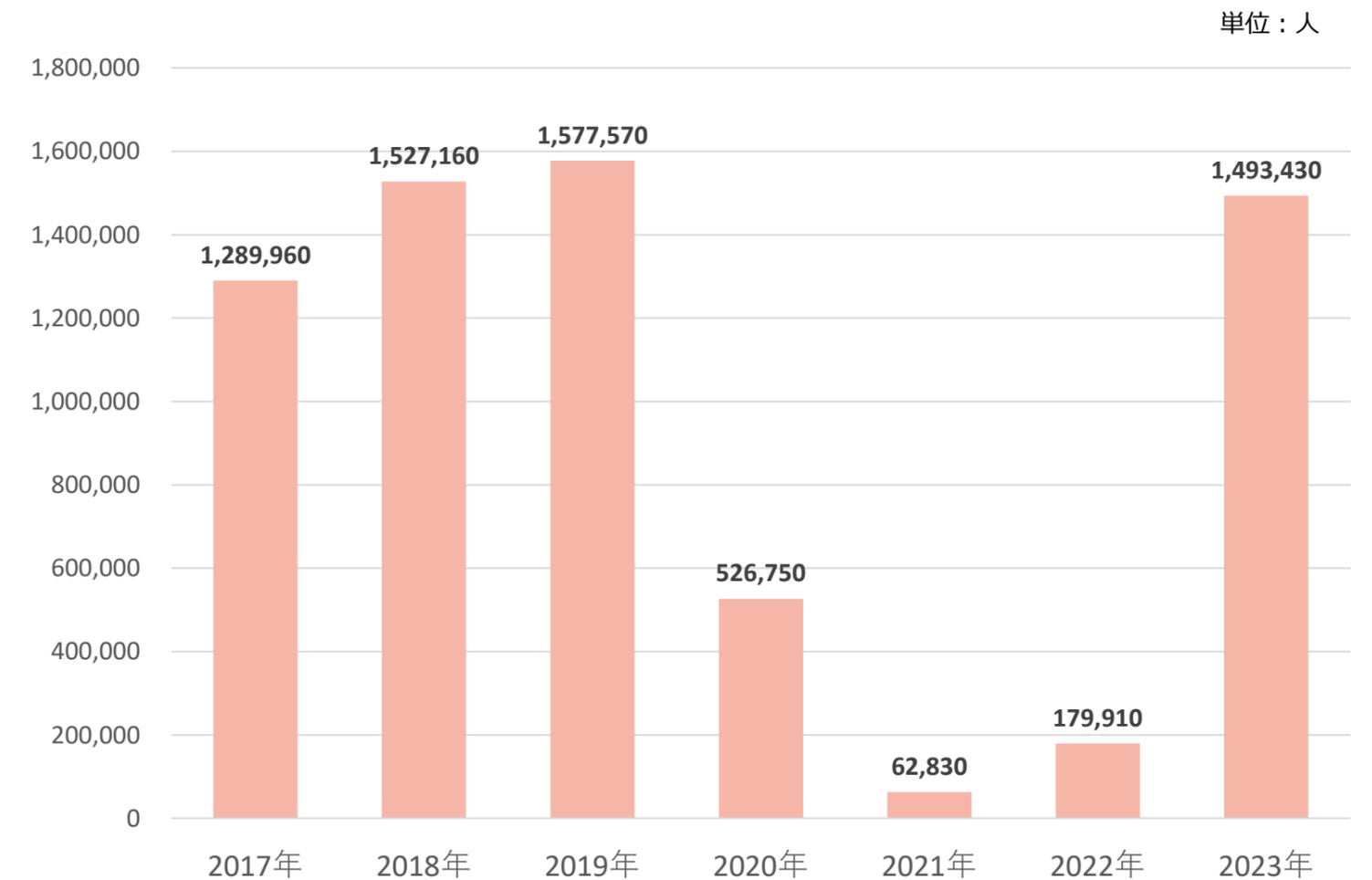
## 宿泊動向

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により旅行者の数は大幅に減少したが、経済活動の回復に伴い、2023年の国内外からの県内延べ宿泊者数はコロナ禍前の水準まで回復。
- 特にインバウンドに関しては、2023年の外国人延べ宿泊者数がコロナ禍前（2019年）の約9割と、他の地方部に比べると回復率が高い。

### 県内延べ宿泊者数の推移



### 外国人延べ宿泊者数の推移



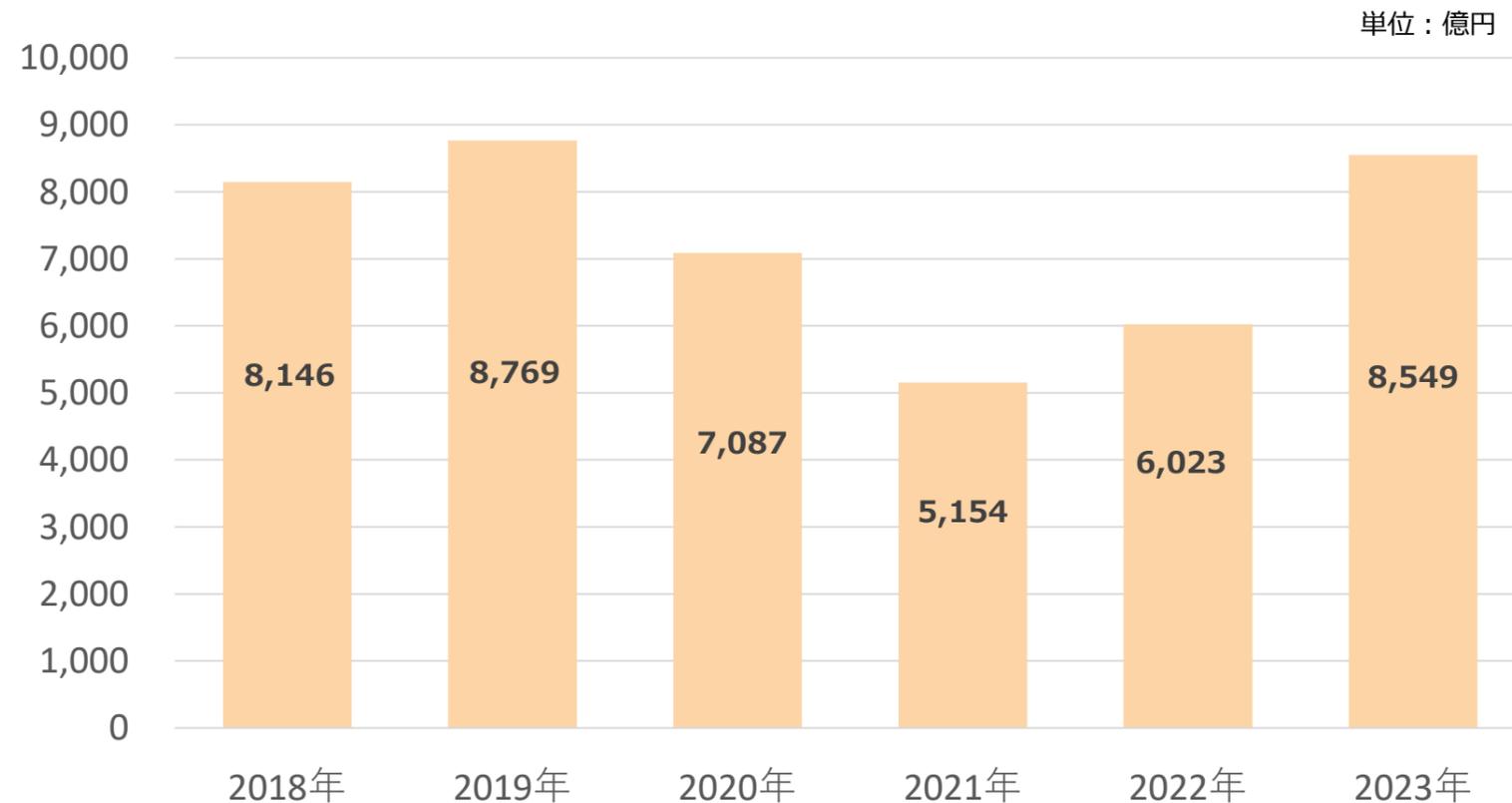
※出典：すべて観光庁「宿泊旅行者統計」をもとに長野県作成

# 1-1 長野県観光の現状・課題

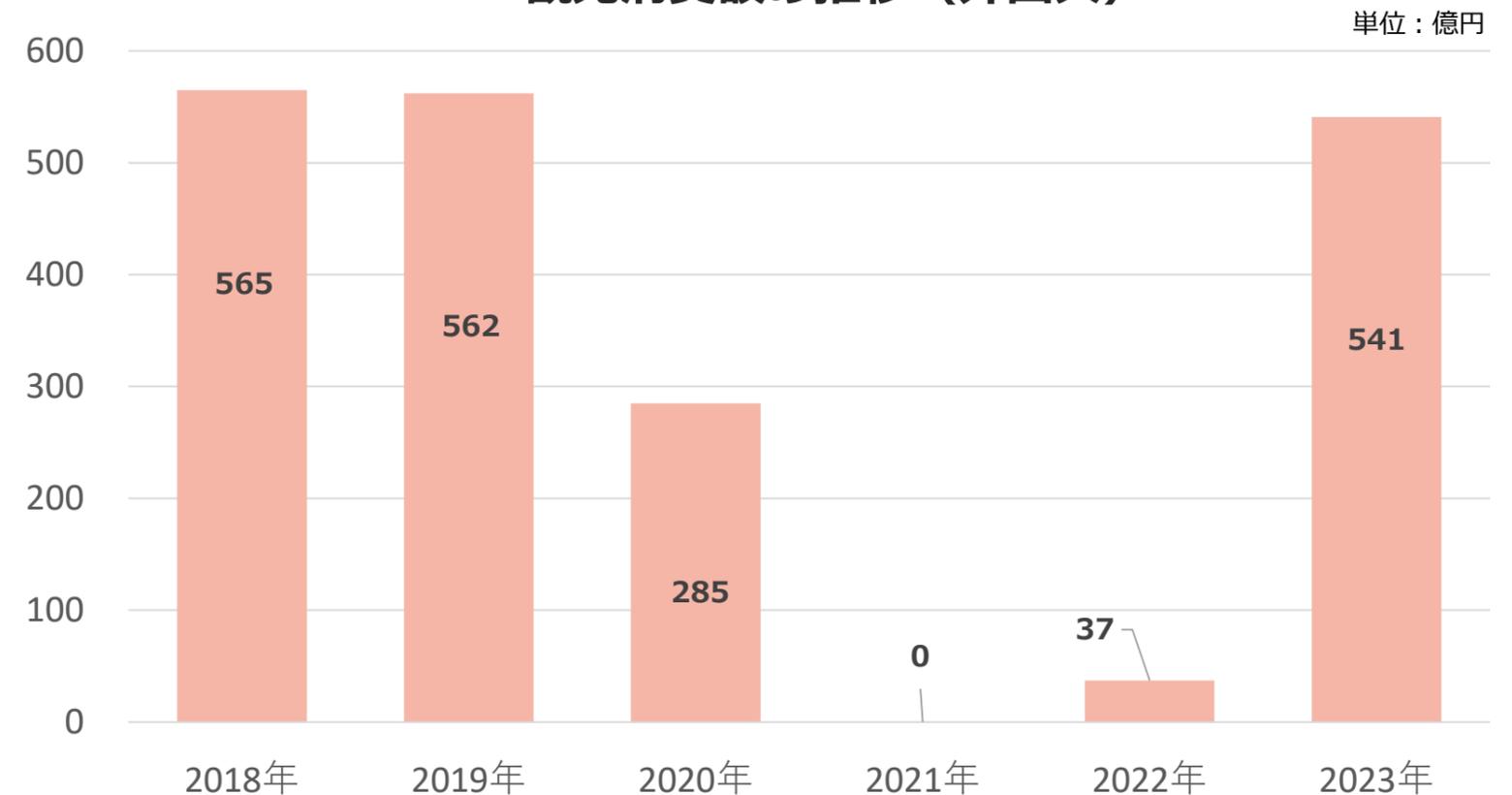
## 消費動向

- 観光による地域への経済効果を高めるため、観光消費額の増加を目指し観光振興施策に取り組んでいる。  
（しあわせ信州創造プラン3.0における2027年の達成目標：9,000億円（うち訪日外国人旅行者747億円））
- コロナ禍後の経済活動の回復や昨今の円安傾向により、2023年には観光消費額が大幅に回復。

### 観光消費額の推移（全体）



### 観光消費額の推移（外国人）



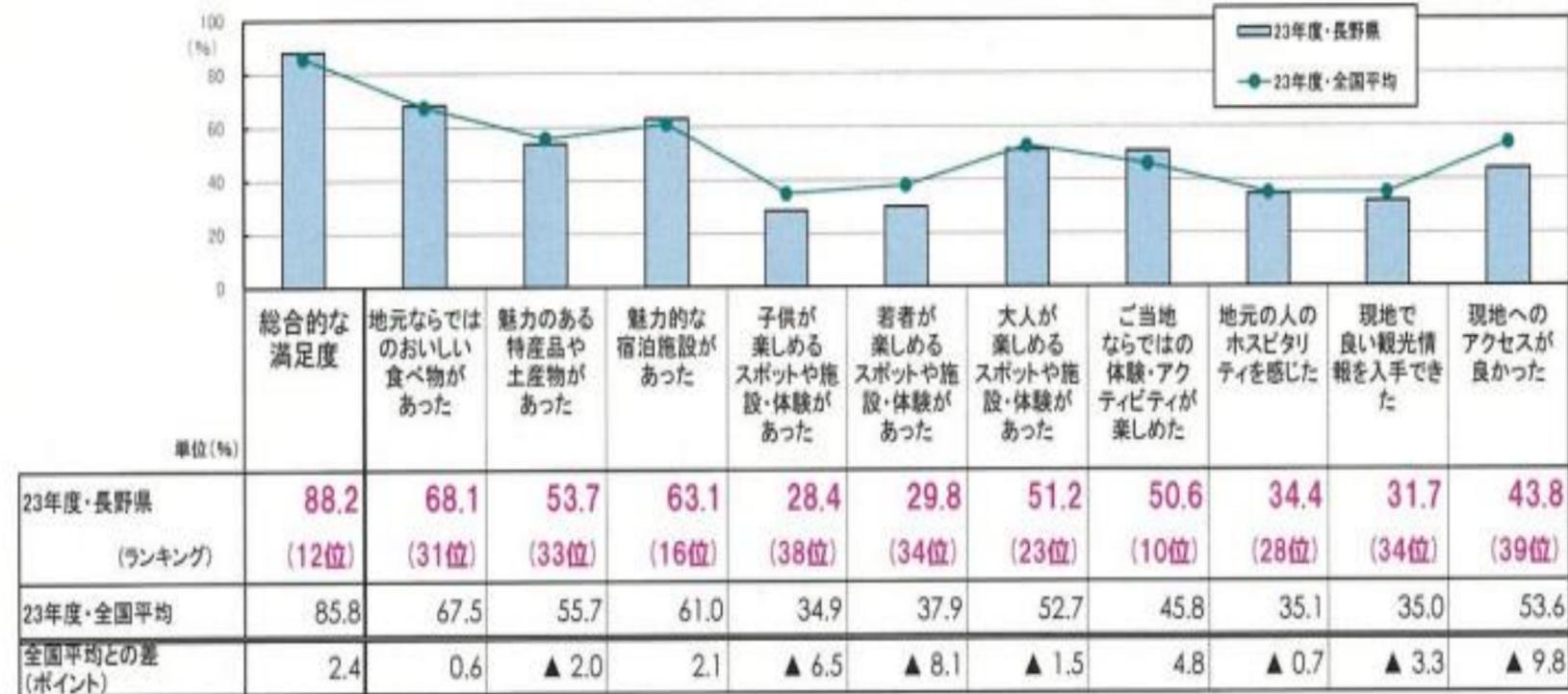
※出典：すべて長野県「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく長野県観光入込客統計結果

# 1-1 長野県観光の現状・課題

## 旅行者から見た長野県観光の課題

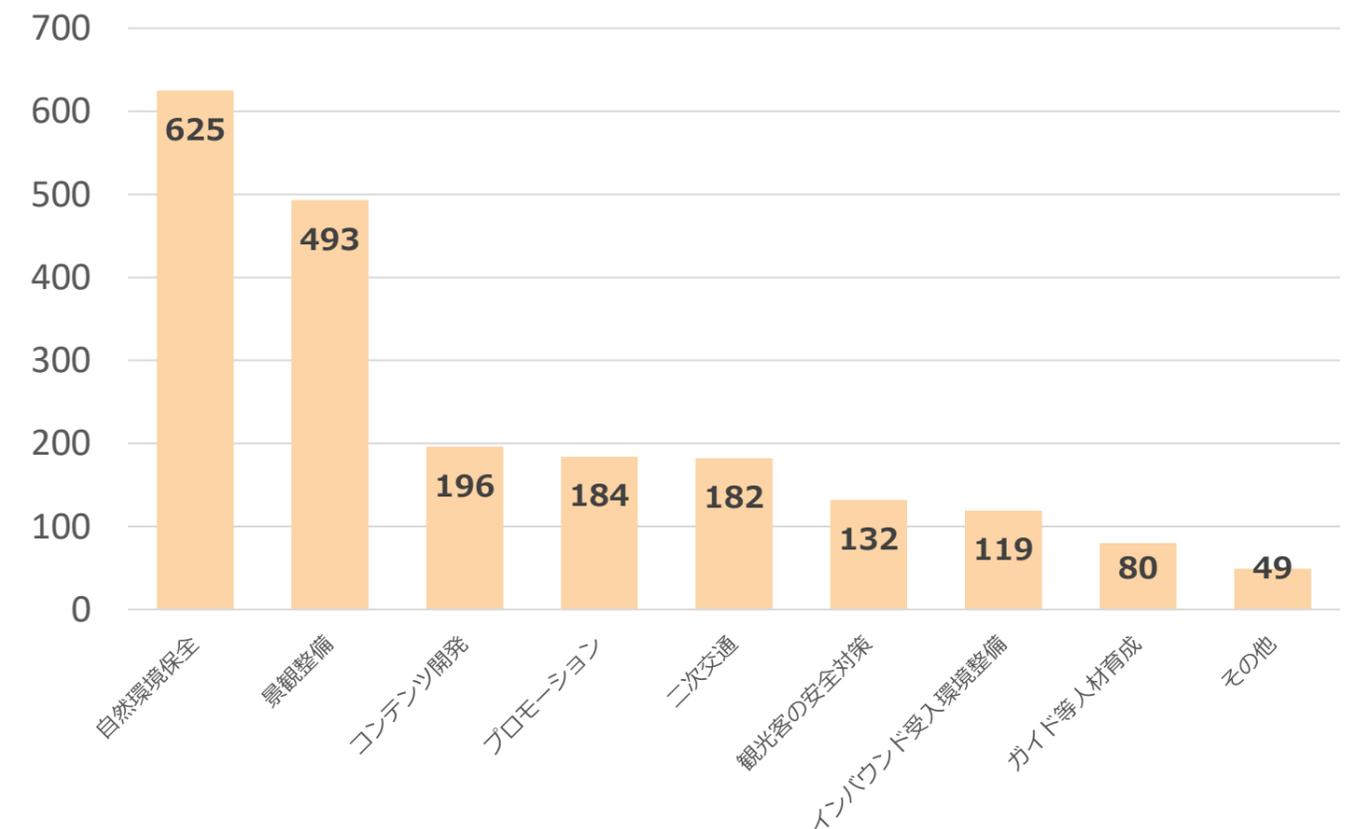
- 旅行後の満足度について全国と比較すると、「長野県ならではの体験・アクティビティ」や「宿泊施設」に対する満足度が高い一方、「子ども・若者が楽しめる施設・体験」や「現地へのアクセス」が課題として示されている。
- また、旅行者アンケートによると、旅行者が長野県観光において今後取り組む必要があることとして、「自然環境の保全」や「景観の整備」を求める声が多い。

■総合的な満足度と項目別満足度（それぞれ単一回答） ※各県への旅行件数ベース ※総合的な満足度、項目別満足度…「とても満足」「やや満足」と答えた人の割合



※出典：じゃらんリサーチセンター「じゃらん観光国内宿泊旅行調査2024」

## 長野県の観光について今後もっと取り組むべきこと（複数回答）



※出典：長野県「新たな観光振興財源導入に係る観光客へのアンケート調査」

# 1-1 長野県観光の現状・課題

## 受入環境（宿泊施設）

- 長野県内の宿泊施設数は全国最多（許認可ベース）である一方、山小屋やスキー宿など、季節営業の施設も多いこともあり、稼働率は全国最下位レベルで推移。
- 安定的な雇用の確保のためにも、宿泊施設の稼働率を向上させ、生産性を向上させる取組が必要。
- 全国的に観光関連産業の人手不足は、非製造業分野全体と比較しても高い。コロナ禍前から顕在化していた人手不足は、コロナ禍により一時的に回復したものの、コロナ禍後の経済活動が活発化に伴い、より深刻化しつつある。

長野県内の宿泊施設数推移（タイプ別・全国比較）

	単位	R4年度	R3年度	R2年度
全国 施設数	施設	90,705	89,715	89,159
長野県 施設数	施設	6,621	6,604	6,542
（うち旅館・ホテル数）	施設	2,557	2,585	2,602
（うち簡易宿所数）	施設	4,059	4,014	3,934
（うち下宿数）	施設	5	5	6
長野県の全国順位	位	2	1	1

※出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

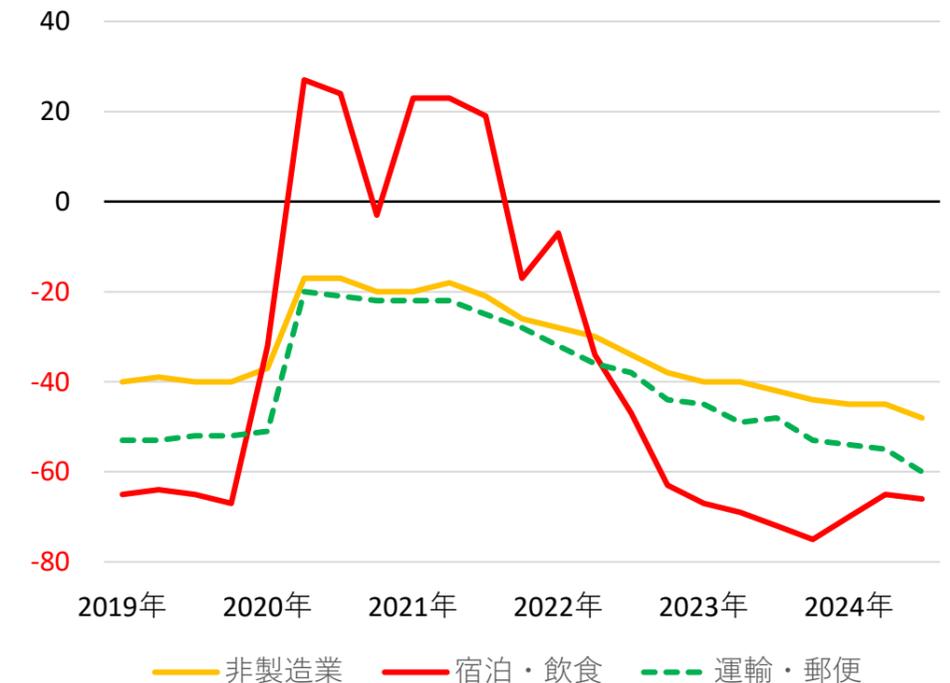
宿泊施設の稼働率  
（全国及び延べ宿泊者数上位との比較）

	R4年度	順位	R3年度	順位	R2年度	順位
単 位	%	位	%	位	%	位
全国	37.5	—	46.6	—	34.3	—
東京都	59.1	1	52.8	5	36.0	24
大阪府	55.5	2	44.2	30	26.7	43
北海道	38.3	10	46.9	22	32.7	39
千葉県	40.3	6	52.7	6	36.5	21
神奈川県	38.8	9	50.8	10	41.9	7
京都府	39.5	8	41.1	39	24.4	47
静岡県	30.3	33	45.2	28	36.6	20
沖縄県	36.4	13	42.2	38	25.2	45
愛知県	40.7	5	49.6	13	38.2	15
長野県	21.5	47	34.0	47	24.5	46

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

企業の雇用人員判断D.I.の推移  
（全国・日銀短観）

※観光とつながりの強い宿泊・飲食、運輸業を抜粋  
（企業における雇用人員の「過剰」－「不足」、  
マイナスが大きいほど不足）



# 1-1 長野県観光の現状・課題

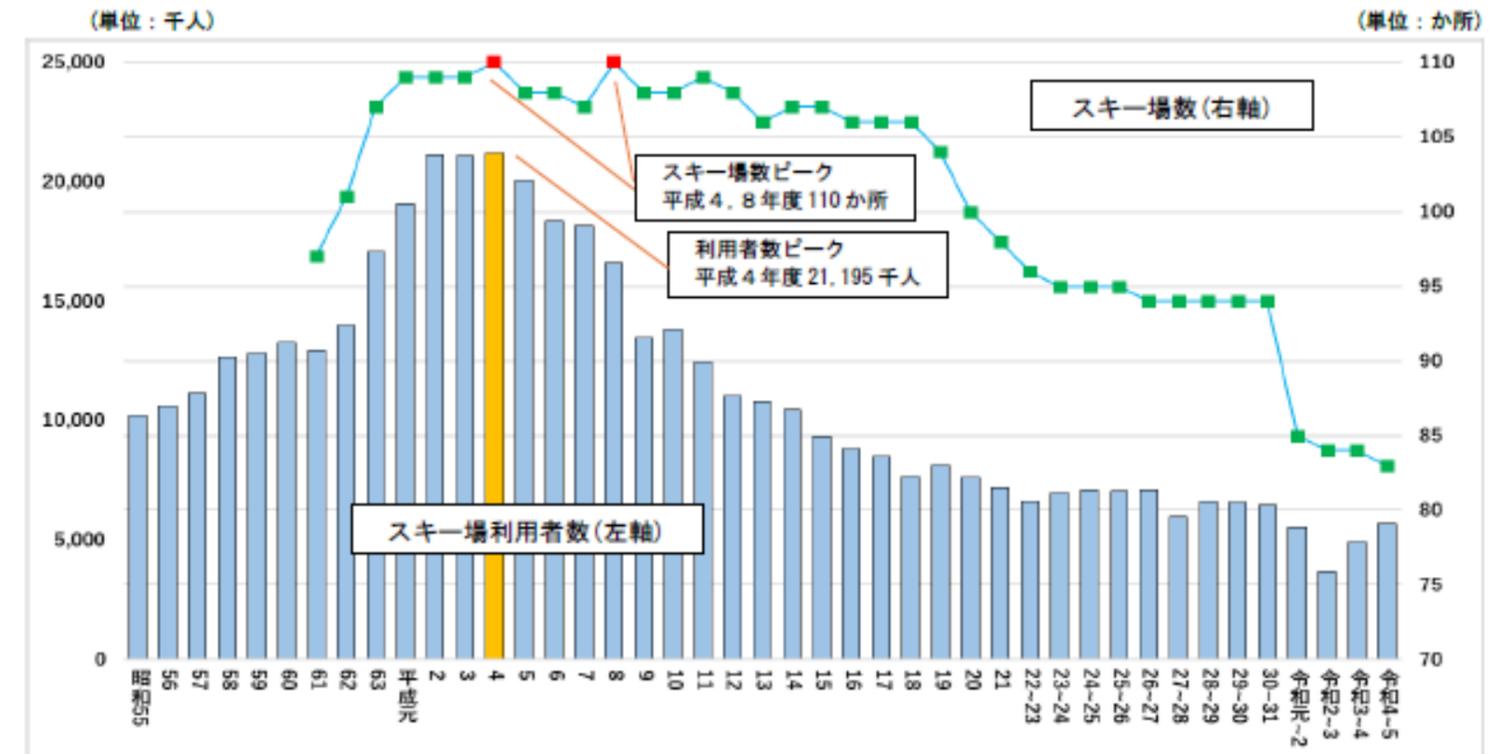
## 受入環境（公共交通・索道施設）

- 長野県内の公共交通（鉄道・バス・タクシー）の利用者は近年減少傾向。
- コロナ禍が利用者減に拍車をかけ、県内バス・タクシーの担い手不足が一層深刻化し、バスの運休等も発生している。
- 上質なパウダースノーを楽しめることから、冬になると世界中から多くのスキーヤーが集まる一方、レジャーの多様化によりスキー場の利用者数は減少傾向。
- 1990年のスキーブームに建設されたリフトやゴンドラといった索道施設の老朽化が進んでおり、経過年数が20年を超える施設が約9割を占めている。

長野県内公共交通機関利用者数の推移



県内スキー場利用者及びスキー場数の推移



※出典：ながの県勢要覧、運輸要覧（国土交通省北陸信越運輸局）より県交通政策課作成

※出典：長野県「スキー・スケート場利用者統計調査」、「スキー場現況調査」より県観光誘客課作成

# 1-2 長野県観光の目指す姿と財源確保の必要性

長野県観光の目指す姿（しあわせ信州創造プラン3.0）

## 暮らす人も訪れる人も楽しめる 世界水準の山岳高原観光地づくり

- 人口減少下におけるインバウンドを意識した **「世界水準」の観光地づくり**
- 長野県が持つ **強みや個性を観光資源として最大限活かす観光地づくり**

- 長野県は、県内どこをとっても観光地と言っても過言ではない観光県であり、人口減少下において観光が地域経済に与える影響にも鑑みれば、今後ますます 県と市町村が協調し、全県一体となって施策を推進していく必要がある。
- 現在、世界の主要な観光地では、観光のための財源確保が当たり前となりつつあるほか、国内においても財源確保の取組が急速に進んでおり、国内外に負けない世界水準の山岳高原観光地づくりを推進していくためには、持続的・安定的な財源確保が急務。
- その上で、今後の取組に必要な財源については、従来のように県民の皆様から頂戴した税金等のみで実施するのではなく、サービスの受益者である旅行者にも負担いただく必要があるのではないかと認識。
- 「短期の滞在者」である旅行者等にも一定の負担をいただきながら、長野県のポテンシャルを最大限活かし、満足度の向上やリピーターの獲得につなげる、というプラスの循環を創出したい。

**新たな観光振興財源の確保が必要**

# 長野県観光振興税（仮称）の骨子

項目	内容	参照
名称	長野県観光振興税（仮称）	2-1
課税方式	法定外目的税	
課税客体	宿泊行為	
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li> </ul>	—
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者	—
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% （制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算）	2-2
税率・税額	定額制300円（今回の枠組みで試算すると年間約45億円程度の税収見込み）	2-3
免税点	3,000円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない	2-4
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加している者	2-5

# 長野県観光振興税（仮称）の骨子

項目	内容	参照
<p>使途</p>	<p>1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施            (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実            (2) 観光客の受入環境整備            (3) 観光振興体制の充実            2. 市町村への交付金            3. 徴税経費・広報経費等            ※ 現時点で想定される使途の詳細は 2-6 のとおり</p>	<p>2-6</p>
<p>市町村配分</p>	<p>徴税経費等を除く税金の最大1/2を市町村に交付金として交付</p>	<p>2-7</p>
<p>租税調整</p>	<p>独自課税を行う市町村においては、税率を150円に引下げ</p>	
<p>罰則規定</p>	<p>(1)特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 (2)帳簿の記載義務違反等に関する罪            (3)納税管理人に係る不申告に関する過料</p>	<p>2-8</p>
<p>財源管理</p>	<p>観光振興税基金を設置し管理</p>	
<p>使途検証</p>	<p>市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会（仮称））により毎年度検証</p>	<p>2-9</p>
<p>制度見直し</p>	<p>導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討</p>	

## 2-1 名称、課税方式、課税客体について

### 項目① 名称、課税方式

【制度案】 観光振興審議会の答申内容を踏まえ、法定外目的税として長野県観光振興税（仮称）を創設

【考え方】 1. 法定外目的税について

長野県の観光にしっかりと付加価値をつけるためには、安定的・持続的な財源確保が必要であるほか、観光振興という特定の目的のために財源を確保することを踏まえ、「法定外目的税」とする

2. 名称について

上記のとおり、観光振興のための法定外目的税であることを明示するため、「観光振興税」とする

### 項目② 課税客体（課税の対象となる行為）

【制度案】 観光振興審議会の答申内容を踏まえ、宿泊行為への課税とする

【考え方】 入域、入山、交通機関利用、観光施設利用、宿泊、飲食、（土産物）購買の観光行動を比較し、消費（取引）と行為（宿泊）の場所が近く課税客体の捕捉性が高いこと、日常利用との区別の容易さを踏まえ、「短期の滞在者」として負担を求めることが適当な行為であること

※ なお、審議会答申では、更なる財源確保策について検討を求められていることから、入山や入域等への利用者負担の手法について、他自治体の事例等（大阪府、美瑛町等）を研究していく

## 2-2 特別徴収義務者報償金について

### 特別徴収義務者報償金

【制度案】 期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算）

【考え方】 本県のゴルフ場利用税・軽油引取税の交付率との均衡を図りつつ、先行事例等を踏まえ設定

	東京都	大阪府	福岡県	本県ゴルフ場利用税	本県軽油引取税
交付率	2.5%	2.5%	2.5%	2.0%	2.5%
加算	開始5年間は +0.5%	開始5年間は +0.5%	開始5年間は+0.5% 電子申告の場合 さらに+0.5%	—	—
上限	年間1団体100万円	—	年間1施設200万円	—	—

## 2-3 税率・税額について

### 項目① 定額制（従量制）・定率制（従価制）の選択

【制度案】 定額制を採用

【考え方】 (1)宿泊客が受ける行政サービスは宿泊料金に関わらず同等であること

(2)宿泊者や事業者にとって税額がわかりやすいこと

(3)独自課税を検討している市町村とも租税調整がしやすいこと を総合的に勘案し、簡素な制度とする。

※定率制の場合、課税標準（税額計算の基準）が消費税と重なり、いわゆる二重課税とみなされる恐れがある。  
また、旅行商品の場合の料金等において「宿泊行為に係る料金」の算出が難しく、税額がわかりにくくなる。

### 項目② 税額

【制度案】 原則一律300円/泊

- 【考え方】
- ・「短期の滞在者」である旅行者等にも一定の負担をいただくという考えのもとに税を導入する中で、旅行者（宿泊者）の受益は宿泊料金によらず一定であることを踏まえれば、税額は一定とすることが適当。
  - ・県内各地に世界にも誇りうる観光地を有する本県において、県と市町村が一体となって施策を進める必要があり、県において市町村への財政支援も組み込んだ制度としていることや、先行導入自治体及び検討中の自治体の税額水準も踏まえ、税額は300円とする。
  - ・県の直近5年間の観光消費額調査では、宿泊者は1回の宿泊旅行で1人当たり平均約4万円を消費していることから、旅行者（宿泊者）にとって過大な負担とまでは言えないと考えたもの。
  - ・また、現時点で見込まれる県内の宿泊者数や、県において想定される事業規模から見ても、過大な税額ではないと考えているところ。

**（今回の枠組みで試算すると、年間約45億円程度の税収見込み）**

## 2-4 免税点について

### 免税点の設定

【制度案】 一人一泊3,000円未満（素泊まり料金）の宿泊に対しては課さない

【考え方】 旅行者（宿泊者）の受益は宿泊料金によらず一定である一方、葬儀場や研修施設など、低額の宿泊料金への宿泊に配慮し、免税点を設定する

## 2-5 課税免除について

### 課税免除

【制度案】 **修学旅行等の学校・施設等の行事について、課税免除とする。**

**対象：学校教育法に定める学校（大学を除く）、保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、地方自治体が認定するフリースクール**

【考え方】 (1)国が定める学習指導要領等に規定されるものであり公的要素が高いこと

(2)県としての学習旅行誘致の重要性を勘案

(3)早期から予約が確定しており、課税免除の確認について宿泊者・事業者の手間が比較的少ないこと

## 2-6 想定される用途

※記載の取組イメージ及び事業規模は現段階で想定している例示であり、税導入後の具体的な用途は、市町村や宿泊事業者等からなる観光振興税活用部会（仮称）において策定する観光ビジョン（仮称）で示した上で、予算として県議会の議決を経て決定する。

### <取組の方向性>

- ・納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施
- ・地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で観光振興に取り組むため、市町村交付金制度を創設

### 1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施

#### (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実

取組の区分	県の取組イメージ（例）
自然公園等の利用環境整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然公園施設の利用環境整備（多言語化、バリアフリー化等）</li><li>・山岳トイレ、登山道等の整備支援</li><li>・山岳総合センターの体制強化及び機能拡充</li></ul>
マウンテンリゾートの環境整備（スノーリゾート）	<ul style="list-style-type: none"><li>・グリーンシーズンにおける誘客など高付加価値化の取組支援</li></ul>
移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・Japan Alps Cycling Road を中心としたサイクリングロードの整備</li><li>・旧街道の案内看板・遊歩道、トレイル、カヌー等発着船場の整備促進</li></ul>

## 2-6 想定される使途

### (2) 観光客の受入環境整備

取組の区分	県の取組イメージ（例）
<b>「信州観光MaaS」の実装・観光DXの推進</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県版観光MaaS導入・運用及び導入支援</li><li>・ 公共交通機関のキャッシュレス化支援</li></ul>
<b>観光における移動保証の実現</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 観光客の利便性向上に資するバスや観光周遊バスの運行支援</li><li>・ 情報提供体制の充実強化 （バスロケーションシステム整備やデジタルサイネージ導入）</li></ul>
<b>宿泊施設集積地における観光まちづくりの推進</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊施設の集積地等における、周遊・滞在型観光の拠点としての観光まちづくりへの重点支援</li></ul>
<b>宿泊・観光施設の滞在環境向上</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時避難所機能整備や山小屋の通信環境整備等、宿泊施設の公益的機能強化支援</li><li>・ 外国語表記を含む案内看板の整備支援や多言語の観光案内機能の強化</li></ul>

## 2-6 想定される使途

### (3) 観光振興体制の充実

取組の区分	県の取組イメージ（例）
観光地経営組織（DMO）の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広域DMOの機能強化</li><li>・ マーケティングデータの収集・提供</li><li>・ 国内外の誘客プロモーションの実施</li><li>・ 観光人材の育成・確保</li></ul>

## 2. 市町村への交付金

- (1) 市町村が実施する地域の独自性を活かした取組の支援
- (2) 市町村が県と協調して実施する広域的・重点的な取組への支援

## 3. 徴税経費・広報経費等

徴税に係る人件費、納入申告書等作成・発送費、特別徴収義務者報償金 など

**現時点で想定される事業規模（5年間）は約260億円程度（単年では約50億円程度）**

# 2-7 市町村配分・租税調整について

## 1. 基本的な考え方

- ・本県は県内全体が観光地とも言える観光県であり、その発展に向けて、県と市町村が一体となって施策を推進する必要がある。
- ・「世界水準の山岳高原観光地づくり」のためには、地域が独自性を発揮して取り組むとともに、県と市町村が一体となり広域的な視点を持ちながら、観光施策に取り組む必要がある。
- ・このため、観光振興税（仮称）では、県が市町村において活用できる財源を徴収・配分する市町村交付金制度を創設するとともに、独自に課税する市町村においては、観光振興審議会の答申を踏まえ、県税の引き下げ（租税調整）を行う。
- ・施策は、納税者に税導入の効果が実感できるよう重点的に実施する。

## 2. 市町村への配分と租税調整の考え方

制度の基本的な考え方を踏まえ、市町村の実施する観光振興のための施策について、県とともに施策の方向性を共有しつつ、市町村の自主性に配慮した仕組みとする。

### 【一般市町村】（市町村交付金）

- ▶ 県税の活用可能額のうち、最大1/2を交付金として市町村に配分する。
- ▶ 交付金は「一般交付金」と「重点交付金」に区分して交付する。

「一般交付金」：2/3（全体の1/3）について、新規・拡充する観光施策に活用可能な「一般交付金」を交付する。  
「重点交付金」：「一般交付金」に加え、1/3（全体の1/6）について、当該年度の重点施策に活用可能な「重点交付金」として事業実施を希望する市町村の計画内容を踏まえ交付

### ※ 市町村交付金の配分方法

一般交付金は宿泊実績（納税実績）を基本とし、重点交付金は宿泊実績及び宿泊者の周遊実績により算定する。

### 【独自課税市町村】（租税調整）

- ▶ 県と市町村は対等であり、市町村の課税自主権に最大限配慮し、市町村が宿泊行為に課税する場合は、県税額を150円（県税額の1/2）に引き下げ、市町村交付金は交付しない。

## 2-8 罰則規定について

### 設定を検討している罰則

#### 1. 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪

特別徴収義務者に交付された証票を掲示しない・他人に貸付又は譲渡・義務消滅した場合に証票を返納しない者  
⇒ 1年以下の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金

#### 2. 帳簿の記載義務違反等に関する罪

帳簿や書類を適切に作成・保存していない特別徴収義務者  
⇒ 1年以下の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金

#### 3. 納税管理人に係る不申告に関する過料

納税管理人（県内に住所等を有しない特別徴収義務者に代わり納税の一切を処理する者）について、特別徴収義務者が正当な理由がなく申告しなかった場合の過料（地方税法に条例により設定を可能とする規定あり）  
⇒ 10万円以下の過料

【考え方】 他税目及び他自治体の例を踏まえ設定

【参考】 他自治体の宿泊税条例における罰則の状況

	長野県	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	俱知岐町	福岡市	北九州市	長崎市
特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪	○	○	○	証票なし	証票なし	○	—	証票なし	証票なし	証票なし
帳簿の記載義務違反等に関する罪	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
納税管理人に係る不申告に関する過料	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○

## 2-9 財源管理、使途検証、制度見直しについて

### 財源管理

【考え方】 ・ 一般財源と区別して管理するため、「長野県観光振興税基金」を設置し運用

### 活用計画及び使途検証

【考え方】 ・ **観光振興審議会の答申を踏まえ、令和7年度中に令和8年からの5年間を計画期間とする観光ビジョン（仮称）を策定する。**  
・ **観光ビジョン（仮称）の策定及び使途の検証に当たっては、県と全ての市町村、宿泊事業者等が一体となり、施策の方向性を共有した上で、観光施策に取り組んでいく必要があるため、市町村、独自課税市町村、宿泊事業者等からなる、県観光振興審議会に設置する「観光振興税活用部会（仮称）」により実施。**

【参考：観光振興財源検討部会報告書（抜粋）】

- 長野県の観光のためにしっかりと財源が使われるよう、条例や計画によって目指すビジョンを定めるなど一定のガバナンスが必要である。
- 税導入後の使途については、宿泊事業者等観光関係者・市町村等からなる場において毎年度検証すべきと考える。

### 制度見直し

【考え方】 ・ **観光振興審議会の答申を踏まえ、導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討する。**

【参考：観光振興財源検討部会報告書（抜粋）】

- 「他自体の事例や本県の「長野県森林づくり県民税」の制度を踏まえ、5年ごとに見直しをすることが望ましいと考える。インフレなど社会経済情勢が激動する現在において、5年の見直しは長すぎるため、まずは3年で検討してはどうか。」との意見を踏まえ、制度開始当初は3年で検討を行うべきと考える。